

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義務)(所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	法人が、独立行政法人環境再生保全機構が設置する PCB 廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めるもの。	
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度創設	
6	適用期間	恒久	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人が、PCB 廃棄物特別措置法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が設置する PCB 廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めることで、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物処理のための研究・研修等の促進を図ることにより、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。 《政策目的の根拠》 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
		② 政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理期限(平成 39 年 3 月 31 日)までに PCB 廃棄物の処理を完了する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PCB 廃棄物の処理量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、負担金等の支出が円滑に行われ、政策目的の達成に必要な基金額の確保が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	負担金等の支出額:0 百万円(24 年度実績)

		② 減収額	
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 特別措置の適用により、負担金等の支出が円滑に行われ、基金額の確保が図られており、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に効果が見られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>PCB 廃棄物の処理状況(※) 平成22年度 : トランス類 1,855 台、コンデンサ類 28,549 台 平成23年度 : トランス類 1,874 台、コンデンサ類 29,617 台 平成24年度 : トランス類 1,869 台、コンデンサ類 33,948 台</p> <p>※日本環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の処理量の実績</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況にあるが、PCB による環境汚染を防止することにより、将来にわたって国民の健康を保護し、生活の環境を保全するためには、国としてその処理のための体制を速やかに構築し、確実かつ適正な処理を推進することが必要である。</p> <p>一方、PCB 廃棄物については、処理費用が高額となることから、中小企業者等処理費用の負担能力が小さい者にとっては大きな負担となり、処理が進まないおそれがある。本制度は PCB 廃棄物の早期処理を促進することにより、国民の生活の保護及び生活環境の保全を図るものであり、PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理の推進に当たって必要不可欠なものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、PCB 廃棄物特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う中小企業等を支援すること等を目的として、法に基づき設置された基金に充てるための負担金の支出について適用があるものであり、政策目的と整合的な措置内容となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

